

“みんなでつくる”バリアフリーマップ作成マニュアル

～市町村による一元的なバリアフリー情報の提供のための手引き～

マニュアルの概要

- 令和元年度に「バリアフリーマップ作成マニュアルに関する検討会」※1を開催し、市町村がバリアフリー法におけるマスタープラン等に基づいて※2、地域のバリアフリー情報やバリア情報を一元的に収集・整理・提供する際に参考となるマニュアルを作成・公表。
- 既存のバリアフリーマップにおいて提供されているバリアフリー情報や提供方法等の好事例を収集・整理し、特に移動の連続性の観点から必要な経路情報や、障害種別毎に異なる必要情報、先進的な事例等を記載。

※1 座長：東洋大学 高橋名誉教授、委員：別紙2のとおり

※2 マスタープランや基本構想の検討段階である場合も想定して作成



マニュアルの内容

1. 一元的なバリアフリー情報提供の意義

バリアフリー情報提供の必要性や、バリアフリーマップ等による一元的な情報提供を促進するための仕組みについて解説

2. バリアフリー情報提供の対象者と求められる情報

情報提供の基本的な考え方や、障害の特性に応じて求められる情報の内容を解説

3. バリアフリーマップの作成

バリアフリーマップを作成する際の基本的な手順や、情報管理のしやすさに配慮した情報収集や整理の方法の具体的事例を解説

4. バリアフリーマップの評価・見直し

バリアフリーマップを作成して完結ではなく、当事者等の声を適切に反映するための評価や、定期的な更新の重要性を解説

5. バリアフリーマップの事例

市町村等による取組だけでなく、多様な主体による多様な情報提供の先進的な事例を紹介

<参考> 市町村によるバリアフリーマップ等の作成の円滑化

市町村がマスタープランや基本構想において、バリアフリーマップを作成することについて明記した場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者からバリアフリー化の状況等を報告させることができる規定を、H30バリアフリー法改正により創設。（法24条の7、24条の8）

対象施設 以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容 エレベーターの有無、障害者用のトイレ、駐車施設の有無・数 等

バリアフリーマップの作成例（高槻市）

色覚・聴覚・身体情報	色覚	聴覚	身体
段差	なし		
スロープ・斜路	無		
出入口の種類	自動		
駐車場	有		
駐輪場	有		
入り口幅		90cm	
エスカレーター		有	
点字ブロック		有	
点字案内板		有	
音声案内		無	
手すり	有		
多目的シート		有	
洋式便器		有	
ベビーチェア	有		
非常呼び出しボタン		有	
ウォッシュレット		有	

住所：白梅町4-1
 電話番号：072-683-0111
 FAX番号：—
 営業時間：10:00～20:00※
 定休日：無休